

2017(平成29)年度事業計画書

(2017年4月1日～2018年3月31日)

概 況

- I 公益目的事業1(公1)
- II 公益目的事業2 (公2)
- III 法人組織整備と財政基盤の強化

2017年3月17日

公益財団法人政治経済研究所

【概況】

当法人は、1946年の創立以来、学術調査研究を通して人間の創造的活動の成果を広く伝え、公共の共有財産として社会的に定置させることに努めてきた。21世紀に入り、人類史上避けることのできない不可逆的なグローバル化の進展と情報の氾濫ならびに日本を取り巻く新しい政治経済状況は人々の幸福との一致点を見つけにくいものになっている。

そうした中で、公益法人として如何に限られた資源の質的向上を図りながら集中・集積させて最大の成果を得る公益目的事業を展開し得るかに注力している。

当法人の目的は、定款に明記されているとおり、学術調査研究に基礎を置く公益目的事業の展開によって「政治・経済・社会・文化の向上・発展に寄与すること」であり、研究員はそのための戦略的資源である。戦略的資源の有効活用ができる学術研究環境を整備し、より一層の研究員の質的向上を図っていかなければならない。

公益法人にとっては21世紀の新しくも厳しい環境の中で、公益法人としての社会的役割を果たしながら尚且つ法人の持続可能性を充たす運営方法に最大限の努力を払わなければならない。

当法人は、2016年に創立70年、前身の東亜研究所を入れると78周年を迎えた。戦中戦後を歩んできたのが当法人であり、戦後最大の岐路にたつ現在に当法人の意味や可能性を捉え直すことは戦後日本を考えることになる。創立71年目の2017年、当法人は新たな知の創造のための契機として法人内外へ当法人の展開する公益目的事業を通して当法人の存在意義を問い、その歴史的社会的評価をしていただける場を提供していく。

I 公益目的事業1(公1)

1. 学術研究の推進と研究者養成

当法人の目的は、学術調査研究に基礎を置く公益目的事業の展開によって「政治・経済・社会・文化の向上・発展に寄与すること」であり、学術研究の奨励と公益目的事業の発展は相互依存関係にある。学術研究による知の創造は社会に貢献する公益となる。社会・人文科学を中心とする学術研究を目指す当法人にとっては研究員が戦略的資源であり、学術研究の担い手となる研究に関わる人材を如何に養成し、確保していくかは重要な課題となる。当法人の展開する公益目的事業は純粋な学術研究のみならず、社会的還元事業などその周辺の関連事業を含めた学術研究より広い範囲を含んでいる。したがって、当法人が研究所として養成・確保する人材は研究者のみならず、技術者、研究を管理する人、学術研究について社会に啓発・普及する専門家まで多様となる。当法人では、当法人が求める研究人材あるいは社会的に要請される研究人材の必要性を共有した上で多様な人材を当法人が展開する公益目的事業への参加によって養成していかなければならない。また、当法人の魅力の一つは、専門領域を超えた隣接諸科学の研究者が世代を超えて集結しているところにある。若手、中堅からシニアまで世代を超えた研究者を集結・活用し、若手研究者

の養成と学術研究の奨励に適した研究環境を整備していかなければならない。

- (1) 研究者の養成と創造的学術研究の奨励を図ることを目的として、当法人創立 70 周年記念事業の一つとして、『政経研究』奨励賞を創設し、賞選考対象者の推薦を 2017 年 1 月から開始した。この奨励賞をもって有能な研究者と優れた研究を表彰・助成することによって、当法人は学界ならびに広く社会へ貢献し、当法人の展開する公益目的事業を充実させていく。
- (2) 個人研究、プロジェクト研究ともに今年度研究費の配分を行う。これによって、研究員の質的向上ならびに当法人の調査研究能力の向上に努めていく。
- (3) 出版物、Web、シンポジウム、メディア等を活用して、学術団体、各研究会、大学・他研究機関との相互協力関係を強化していく。
- (4) 当法人ならびに関係者が主催する研究会・プロジェクト研究の動向や成果発表を中心に定例研究会を年 4 回開催し、研究員の質的向上ならびに研究員の交流の場を設定していく。また法人の外にも開いて公益性の確保を図っており、当法人の研究員と市民によるサロンのような新しい公共の創造をはかっていく。

2. プロジェクト研究の強化

- (1) 当法人は、民間の調査研究機関としての社会的役割を果たして研究所として一層の評価を高めるため特色ある研究をすすめるべきである。プロジェクト研究は研究所の調査研究テーマの中心をなすものであり、当法人の研究機能を高めるものである。従来から受託調査を頻繁に行っている地方自治体問題、自然科学系を中心に人文・社会科学を含む研究をすすめている環境廃棄物研究もより一層充実させる。また、東京中小企業問題研究室と大島社会文化研究室の再編・強化によって中小企業問題と社会保障について研究体制を整備する。さらに現在重要課題として浮上してきているタックスヘイブンや東京問題、エネルギー・脱原発問題についても政策提言を行っていく。また、安保法制の問題も含め、憲法学を中心に学問を通じた検討を行っていく。
- (2) 東日本大震災に伴う被災地の復旧や復興に果たす民間の非営利セクターの役割はより重要性を増している。当法人では、2011 年度に特別プロジェクトとして、「東京湾岸地域における液状化災害とその社会的対応に関する研究」を決定し、以来継続させ、2013 年度からはこのプロジェクト研究を基礎にして科学研究費助成金が導入され、2016 年度は助成期間の延長を行った。科学研究費助成期間は終了したが、今年度も引き続きこの調査研究をすすめる発展させ、当法人の社会的役割を果たしていくことに努めていく。
- (3) 民間非営利組織の統一的制度について、今後議論がなされることが予想される。今後顕在化してくる公益法人制度等に関する分析成果を蓄積し、制度の見直し及び民間の非営利セクター制度化への提言を準備する。同時に民間非営利組織や公共の問題を様々な角度から研究の充実を図っていく。

3. 研究成果の公表と刊行物の配付

当法人の調査研究事業は社会文化の向上に資することを目的とし、次のような刊行物を通じて、会員へのサービスのみならず広くその成果を不特定多数に公表し、社会への貢献に努めていく。

(1) 『政経研究』(年2回発行) 当法人における研究成果の掲載は勿論、質の高い学術論文を掲載すべく広く研究者に投稿の場を提供していく。当法人ではかねてより中小企業問題や地域経済の調査研究に力を入れてきた。今年度は東京中小企業問題研究室再編による中小企業問題研究を進展させ、本誌において積極的にその研究成果を反映させていく。さらに、東京大空襲・戦災資料センターを抱える当法人の性格と近年の学術の動向を反映し、社会科学を中心にしながらも隣接諸科学の成果を取り込んだ総合科学的な性格のジャーナルへ発展させていくことを検討する。

(2) Seikeiken Research Paper Series

原稿枚数に制限を設けず、研究成果公表のため随時刊行していく。今年度は、**Seikeiken Research Paper Series** が研究員の重要な研究成果公表の場であることを重視し、研究員の執筆を促進していく。

(3) 『政経研究時報』(年4回発行)

問題提起、時事問題解説などタイムリーな論考、研究所の事業情報などを掲載できるよう編集体制の整備・強化をはかり、紙面の充実を図っていく。とりわけ、当法人の活動を広く発信できるように編集していく。

(4) 企画出版

当法人は、創立当初より多くの学術図書を編集・執筆・翻訳してきて学会に貢献してきた。2015年はアンガス・マディソンの『世界経済史概観』の翻訳を刊行した。今年度は、出版社による企画、当法人による企画を問わず、質の高い研究成果ならびに公益目的事業の一環として社会的貢献度の高い刊行物を企画する。

(5) 電子媒体による研究成果公表の充実化

既に多くの大学や研究機関の紀要等で実施されつつあるが学術情報の中でも、とりわけ研究成果を発表する論文の刊行媒体は、従来の印刷製本された紙媒体からインターネットによる電子ジャーナルに移行している。このため、従来の紙媒体による情報と電子化された情報とを有機的に補完しつつ、不特定多数の人々に効果的かつ効率的に提供することが求められている。学術研究情報発信を重要な業務としている当法人の情報発信力強化のためにも学術情報へのオープンアクセスの推進を開始した。今年度はそれを充実・整備し、当法人が所有している研究蓄積を広く社会に発信していく。

4. 調査研究受託の強化

当法人では、設立当初より国・自治体・企業などより調査研究業務を委託されてきた。

受託業務による報告書の作成ならびにそれに伴う政策提言は当法人の公益目的事業の一環であり、また受託業務は当法人の財政強化にも寄与する。さらに、研究員の調査研究業務への積極的な参加を促進していく。

(1)企業分析

企業経営についての分析（評価・提言）業務は、本年度も継続して取り組んでいく。とりわけ、東京中小企業研究室と中小企業家同友会全国協議会などとの連携を強化し、中小企業問題の分析に努めていく。

(2)行政・議会・議員・政党からの受託

国や地方自治体、議会、政党等からの行財政分析、地域経済分析等、各分野での調査研究の受託を強化していく。

(3)市民セクターからの受託

新しい公益法人制度を通じて市民セクターとの連携を強化し、各地市民社会組織からの受託ないしは共同調査研究を実施し、民間公益活動の推進を図っていく。

5. 調査研究の社会的還元事業

当法人では70年に及ぶ調査研究による蓄積と豊富な研究員を活用し、会員のみならず、広く不特定多数の人々に公益目的事業として次のような研究成果の社会的還元事業を実施していく。

(1)公開研究会（年4回）

当法人の所有する知的財産によって21世紀の世界と日本を読み解いていく内容のものにし、当法人と公開研究会の存在意義を世に問うことを検討する。それ以外の研究会も例年以上に国内の社会経済問題のみならず、政治や文化、国際問題も視野に入れ、有識者や報道各社によりタイムリーな課題を他に類のない学術的解説で提供していく。より多くの人に、より大きく社会的影響を与えるという公益性を確保できるものを検討していく。

(2)講座・講演会・シンポジウム・セミナー等

当法人が設立された1946年に、服部之総、宇野重吉、林達夫らを教授陣として鎌倉アカデミアが世にあったことは広く知られているが、当法人の有する知的財産をもってすれば江東区北砂の地に「北砂アカデミア」を開催することは可能である。既に当法人研究員のボランティアによる学習会は始まっており、市民講座・講演会・シンポジウム等を主催、あるいは地方自治体、各地市民社会組織と共催し、生涯学習の場へ講師の派遣を実施し、さらには企業等の研修会への講師派遣、セミナーの開催も実施できるよう検討する。

(3)図書資料の整備

当法人の前身である東亜研究所及び政治経済研究所、そして東京大空襲・戦災資料センターも含め、関係資料・図書の収集・整理を図り、必要な資料や情報を必要な人に

的確に案内するレファレンスサービスにも取り組んでいく。また当法人の Web 上で展開させることを検討しているデジタルアーカイブス、ライブラリー、ミュージアムで広く社会に発信していく。

II 公益目的事業 2(公 2)

今年度も東京空襲をはじめとする戦争災害の実相を明らかにする研究を継続するとともに、東京大空襲・戦災資料センターのリニューアルを実施し、博物館施設として確立させ、東京空襲体験を伝えていく取り組みを強化する。以下、今年度の重点課題を列挙する。

1. 調査研究事業

前年度から継続している以下の 5 つのプロジェクト研究を進展させることを重点とする。

- (1) 戦後都市社会における空襲被災者運動の歴史学的研究
(科学研究費助成事業「学術研究助成基金助成金(基盤研究(C))」)
空襲による傷害者や遺族の補償要求運動についての史料の整理を進め、目録第 3 集と第 4 集を刊行する。史料集刊行の準備をする。
- (2) 「殉難者霊名簿」・「東京大空襲・いのちの被災地図」を中心とした東京空襲の被害に関する研究(政治経済研究所プロジェクト研究)
「殉難者霊名簿」の分析・研究を進める。報告書の刊行と 2018 年春に特別展を開催する。
- (3) 戦中・戦後の写真家の思想史的分析－濱谷浩資料を中心に(政治経済研究所特別プロジェクト研究)
6 年間の東方社写真資料研究を総括し、濱谷浩資料など、東方社研究で収集した資料の分析を進め、研究課題を明確にする。
- (4) 戦争・空襲体験の次世代継承に関する研究(政治経済研究所プロジェクト研究)
空襲体験を非体験者が伝えていく取り組みについての研究を進める。
- (5) 証言の映像の製作
作品化を進める。

2. 常設展のリニューアルの実施と来館者の拡大

1 階の貸していた部屋を講話・映像・展示室にする。1 階に開架図書・談話スペースを設ける。2 階へ不特定多数が安全に上がれるようにして展示室にする。以上の部分を博物館施設として明確に位置づけ、展示を充実させる。これらのリニューアルを実施し、来館者の拡大を図る。

3. 「東京大空襲を語り継ぐつどい」と「夏の特別企画」の開催

2018年3月に「東京大空襲を語り継ぐつどい—戦災資料センター開館16周年—」を開催する。2017年8月に夏の特別企画を開催する。

4. 刊行

昨年度刊行できなかった『東京大空襲・戦災資料センター図録』とともに、『空襲被災者運動の目録第3集』と『同第4集』、「殉難者霊名簿」の共同研究の報告書を刊行する。

5. 特別展の開催

2018年春に「殉難者霊名簿」の特別展を開催する。

6. 「センターニュース」の発行

2017年7月と2018年2月に研究交流誌「戦災資料センターニュース」の第31号と第32号を発行する。

Ⅲ 法人組織整備と財政基盤の強化

1. 組織整備

(1) 業務執行体制及び事務局

公益財団法人として執行体制、定款・内部規程等にそった組織内部の充実に努め、執行側の役割と責任を明確にし、法人の円滑な運営を図るため事務局体制を強化する。

(2) 調査研究体制

当法人は公益法人与學術研究機関という重層的な性格を有している。公益法人としては、公益法人制度関連3法（法人法・認定法・整備法）及び各種ガイドラインで規制されている。學術機関としては、民間學術研究機関の助成に関する法律と科学研究費取扱規程の規制が重要となる。関連法の規制内で、公益法人として、學術研究機関としての組織整備をすすめていく。

2. 財政基盤の整備

当法人の財政は、収益事業、会員及び各方面からの会費、寄附金、基本財産・運用財産の果実収入及び刊行物収入等により運営されている。

(1)収益事業

当法人は、公益目的事業の実施を支えるため、「目白台芙蓉ハイツ」、「チサンマンション滝野川」「パレ・ドール月島」等に貸室を有し、その賃貸収入を適切に公益事業部門に繰り入れることによって公益部門の財政に多大な寄与をなしている。しかし、近年の経済変動により収益が減少しており、今年度は貸室の管理の充実、点検・修理を怠らぬに行い、入居者の満足度を高め、空室率を低減させていかねばならない。そのためにも賃貸管理会社との提携により戦略的な賃貸経営を目指している。また、収益事業をマンションの賃貸事業に限定せず、収益事業を広く、多角的に再検討していく。なお、各理事の役割を明確にしたことによって、収益事業、財務担当理事を中心に収益事業の検討委員会を立ち上げ、公益目的事業を支えるための収益事業として安定させ、当法人の効率的な組織運営の検討を開始している。

(2)会員の拡大

当法人は、活動の目的に賛同する個人及び団体から会費ならびに寄附金を拠出していただいている。法人の円滑な目的遂行のためには維持会員、研究会員を拡大し、維持会費、研究会費収入を増加させることが必要である。当法人への寄附金を支出した場合に税額控除制度の適用を受けることができる公益財団法人として内閣府より証明されており、今年度は公益法人としての当法人の社会的役割を広く理解していただき、税額控除制度の適用によって会員を拡大することに最大限の努力を図っていく。

(3)外部資金の導入

当法人は、研究事業を発展させるために科学研究費助成事業をはじめ各種補助金・研究助成金への申請を行い、研究助成を受けている。今年度も積極的な申請を行い、外部資金の導入に努め、公益法人の使命たる公益目的事業のより一層の推進を図っていく。

(4)冗費の削減

公益目的事業比率 50 %以上、収支相償の原則を維持しながら、公益目的活動費を効率的に支出するよう努める。管理費、収益事業経費における冗費の削減に極力努力する。

以上